

令和5年3月30日

各指定障がい福祉サービス等事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部

運営指導課長

身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

平素より、本市障がい福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障がい福祉サービス等事業の運営におきましては、令和3年度より身体拘束等の適正化にかかる運営基準に改正があったところです。

また、令和3年度指定障がい福祉サービス等報酬改定においても、当該改正に伴い経過措置終了後の令和5年4月1日以降減算を適用することとされました。

令和5年3月31日をもって経過措置が終了することから、取り扱いについて次のとおりお知らせします。

記

1 減算が適用されるサービス種別

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援・療養介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児入所支援
※移動支援については、減算はありませんが、身体拘束適正化検討委員会の設置や指針の整備等は基準上必要ですので、ご留意ください。

2 減算される単位数

1日につき5単位を所定単位数から減算

3 減算が適用される要件

以下の運営基準を満たさない場合に減算の適用が必要となります。

- (1) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- (2) 身体拘束等の適正化を検討するための委員会（以下、「身体拘束適正化検討委員会」）

という。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること (定期的とは、少なくとも 1 年に 1 回以上)。

- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること (定期的とは、少なくとも 1 年に 1 回以上)。

○サービス種別毎の運営基準及び減算の適用開始時期

訪問系サービスとそれ以外のサービスでは運営基準や減算の適用開始時期が下記表のとおり異なりますので、ご留意ください。

	運営基準	減算		
		適用	適用	
訪問系サービス	① 身体拘束等を行う場合における必要な情報の記録	R3. 4. 1～	R5. 4. 1～ 5単位	
	② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催	R4. 4. 1～ (R3. 4. 1～努力義務)		
	③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備			
	④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施			
訪問系サービス 以外	① 身体拘束等を行う場合における必要な情報の記録	基準省令の施行当初から	H30. 4. 1～ H30. 4. 1～ 5単位	
	② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催	R4. 4. 1～ (R3. 4. 1～努力義務)		
	③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備			
	④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施	R5. 4. 1～		

※訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

4 減算の適用期間

・減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

実地指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となります。

・減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、当課あて改善計画を提出いただき、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から 3 月後に報告いただきます。当該報告により改善が認められた月が減算終了月となります。

※ 別紙「減算適用の考え方」もご参照下さい。

5 その他

- ・令和5年度以降に実施する実地指導等において、令和4年度以前に生じた運営基準を満たさない事実が確認された場合も減算の対象となります。
- ・改善計画及び改善報告の参考様式については、実地指導等にて運営基準を満たさない事実を確認した際に当課よりお渡しします。

(問い合わせ先)

大阪市役所福祉局障がい者施策部

運営指導課（指導グループ）

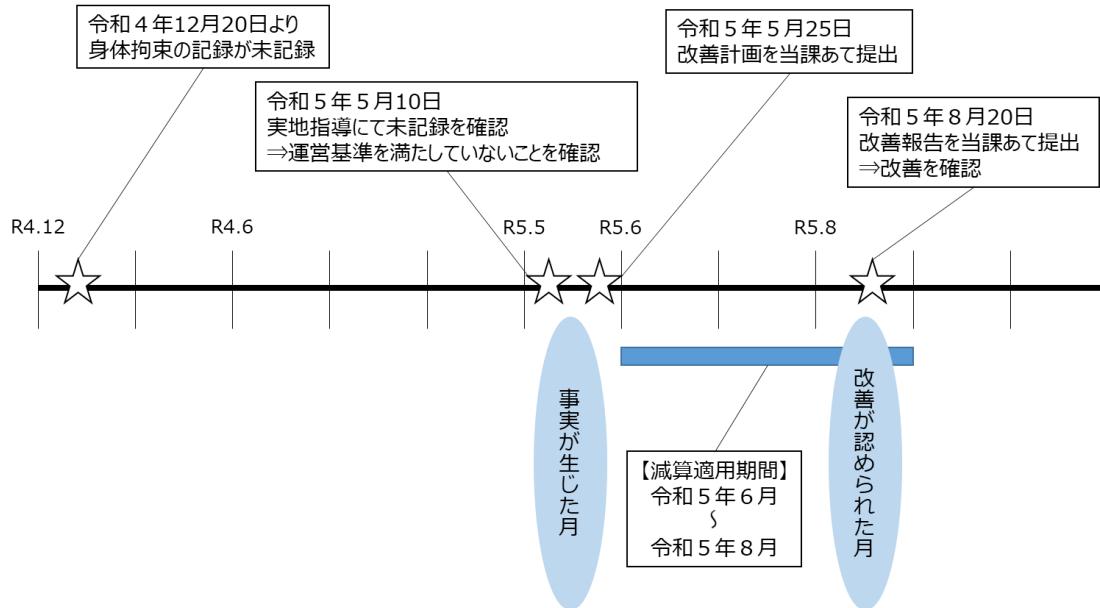
TEL：06-6241-6527（プッシュ3番）

FAX：06-6241-6608

別 紙

○参考 1 減算適用の考え方

(事実発生の同月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認めた場合)



○参考 2 減算適用の考え方

(事実発生の翌々月に改善計画を提出、初回改善報告で改善を認められなかった場合)

